

日光だいや川公園みどりの会規約

(名称)

第1条 この会は、日光だいや川公園みどりの会（以下「本会」という。）と称す。日光だいや川公園（以下「当公園」という。）

(目的)

第2条 本会は、当公園とともに緑化活動や自然観察等を楽しみながら、当公園事業に協力し、当公園のよりよい環境づくりと、当公園と会員の交流を目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 当公園の自然観察会
- (2) 当公園内のボランティア活動
- (3) 展示会の開催

(会員)

第4条 会員は以下のとおり定める。

- (1) 本会の目的に賛同し、活動を希望する個人や家族で、本会事務局へ申し込んだ者。
- (2) 小学生までは入会や活動に保護者同伴を必須とする。
- (3) 会費は無料とする。
- (4) 積極的に事業に協力する「リーダー会員」を置くことができる。
リーダー会員は事務局と連携し、活動の中心となって会員をまとめ行動する。

(入会・退会)

第5条 入会・退会手続きは、当公園緑の相談所において営業時間内に受け付ける。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、栃木県日光市瀬川 844 日光だいや川公園緑の相談所内に置く。

2 事務局は次のとおり構成する。

会計・事務	当公園緑の相談員 1 名
監査	当公園管理事務所の事務局員

(会計)

第7条 本会の経費は、令和2年度緑の相談所友の会の残金を充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則 1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。